

裁判員経験者意見交換会議事録（平成27年11月20日開催分）

司会者（田村裁判官）：毎月1回ぐらいこういう会をしているんですけども、裁判員を経験した方ならではのお話をお伺いするという貴重な機会です。裁判員を経験された方それぞれ皆さんには、そのときの裁判官にぜひ裁判員経験者の意見交換会のようなものがあるので、エントリーしてくださいとお願いがあったと思います。そのときのお願いにに応じていただいてエントリーしてくださいんですけども、まさに裁判員を経験した人にしか分からないことがいろいろあると思いますので、ぜひ集まってお話をお聞かせいただきたいと、それでお聞かせいただくことによって、検察官、弁護士そして裁判所が、よりよい裁判をつくっていくことに役立つというお話をさせていただいたと思うんですけども、今日はまさにそういう会ですので、よろしくお願ひします。

最初に、今日の出席者を紹介しますが、裁判員の方は後でゆっくりお話いただきまして、出席している法曹三者、まず裁判官です。

長瀬裁判官：大阪地裁第7刑事部の裁判官の長瀬と申します。昨年1年間は大阪地裁の堺支部というところで裁判員裁判の裁判長でありまして、現在は第7刑事部の裁判長を務めまして、本日も裁判員裁判中ということになります。どうぞよろしくお願ひいたします。

司会者：検察官、お願ひします。

山上検察官：大阪地方検察庁の検事の山上と申します。よろしくお願ひします。

高山弁護士：大阪弁護士会の弁護士の高山と申します。今日はよろしくお願ひします。

司会者：それでは本題に入る前に、皆さん緊張もしておられるでしょうし、またそれぞれ昔の事件だったということもあるでしょうから、まず自己紹介を兼ねる形で、それぞれどんな事件を担当されたのかと、事件を御紹介いただきまして、さらにあわせて裁判員を経験した感想ですとか、何か言っておきたいということがありましたらまずお聞かせいただいて、それでそれから本題に入ると

いうことにしたいなと思います。

1番の方ということで、一番、大分古い事件を担当されているんですが、よろしいでしょうか。どんな事件を担当されたかということと、あと裁判員を経験された感想のようなこと、そんなことで結構でございますので、よろしゅうございますか。

裁判員経験者 1：青年が、一緒に暮らしていた少年がお金をとって出ていってしまったというので、探し出して暴力とかを振るうというのが一つと、あと一つは何かミナミで知り合った女性がガールズバーか何かにいっちゃって、それでそのお金を払ってもらってないのでそのお金をとってあげるという約束をしたんですけれども、その女性の方がもうお金は要らないというふうに言ったみたいで、それで揉めてしまって、またその女の人を監禁とかして暴力を振るうというような、ちょっと長い、11日間に及ぶ長い裁判だったんですけれども。

司会者：そうでしたね。11日、10日以上のもので、事件数もたくさんある事件ということで。今回は鑑定人の話を聞いた事件ということでお集まりいただいています。それ以外にもいろいろ御苦労があったと。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：長いものですから、お疲れにもなりましたか。

裁判員経験者 1：そうですね、普通だったらちょっと、仕事上そんなにたくさん休めないで、何か皆さんにも迷惑をかけたし、何か自分ではすごく大変だったので、会社に、こういう裁判で休みをとる場合があるということを知りたいので、それで今日もこういうことを知ってほしいということで、やはり参加しようかなと思ったんですけれども。

司会者：ありがとうございます。

裁判員経験者 1：何かいい経験になったなと思って。初めは本当に終わったら仕事に行くみたいな感じだったので大変だったんですけれども、何かやり遂げたものがあってよかったなと思ったので、ぜひ仕事を理由にしないで、皆さんに

参加いただきたいなと思いました。

司会者：ありがとうございます。会社でぜひアピールしていただいて、1番の方に続く参加者が来ていただけるとありがたいです。それでは2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者2：私の担当させていただいた事件なんですけれども、強姦致傷、強制わいせつという、この他の事件を含む合計3件の事件でした。公判の日数としては1番さんよりも短くて6日間の審理となりました。

私のほうは会社では理解がありまして、既に私で二人目でしたので、有給休暇ではなくて特休という形で、一応こちらに参加させていただいたという証明証を持って、特休扱いを検討していただくことができました。こういうような会社が、会社だったり職場が増えれば、一般の方が裁判に興味を持てるような機会が増えるのではないかなと感じました。

司会者：そういう理解がある企業が、会社が出てきていただけること、非常にありがたいと思います。ありがとうございました。

3番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者3：事件は2番の方と同じ裁判でしたので、割愛させていただきます。

私どもの会社も、制度上、裁判員休暇というような制度がございまして、労務管理上は理解もあるんですけれども、やはり上司とか感情面ではやはり抜かれると、というのがありまして、それとやはり急ですので、仕事を他の人に頼むやりくりとかそれがちょっとしんどかったなと思いますね。それで裁判の前に早目に会社に行って、段取りだけして、それでメモだけ置いてこっちに来るという生活を6日間していたんですけれども、裁判員になるというケース自体少ないので、やはり理解しようにも事例がないからちょっと分からないというふうな感じかなとは思いましたね。

私も東京の事務所で、この間も秋に二人目の裁判員が千葉であったんですけれども、それでもやはり気分的にはちょっと気後れするという話は聞きました

ので、もうちょっと経験者が増えて全面的な理解がつけばなどは思っています。

司会者：分かりました。ありがとうございます。私どももいろいろアピールしようとは思っているんですけどもまだまだ制度は始まったばかりでございます。努力不足でございますので、これからもさらに努力を重ねていきたいなと思います。ありがとうございました。

4番の方、お願いできますでしょうか。

裁判員経験者4：私が参加させてもらった裁判員裁判は、ストーカー殺人事件、3人の人を殺す計画で犯人は包丁を持って出かけて、最初のほうは未遂に終わり、それは人がたくさんおったために犯行に及ばなかったという理由です。そして第2番目に起こったときに、夜中に殺そうとする人を見つけて、追跡して殺害した、こういう事件で、いわゆるそれまでにその被告人の人はいろんな形でその犯罪を犯そうとした対象の人、いろんな形で脅すあるいは追いかけて、いつも相手に恐怖感を与えるような行為を続けているというふうなことで、非常に単純なといえればおかしいんですけども、事件なんですけれども影に隠れた動機とか、あるいはいまだにそのストーカーによる事件が絶えない、そしてその特徴としましては、とことん相手を脅かし、そして逃げられたときはもういつまでも探し続ける。そして探した瞬間にはもう殺意を持っておる、そういうふうな特殊な事件で、そしてこれは非常に潜在しているケースだと、まさに事件性を持った人が非常に多く潜在しているように思えるわけですね。

司会者：ありがとうございます。確かに4番の方が担当された事件は、人が死んでいて、刑も重いですね。精神的にも御負担があったかと思います。どうもありがとうございました。

それでは最後、5番の方お願いいたします。

裁判員経験者5：1か月ぐらい出させてもらいまして、先ほども話がありましたけれども会社は一応特休扱いで休ませてもらって、私でちょうど3人目の裁判員でした。

司会者：この後お話を伺うときに、場合によってはかなり細かい話になってくると、守秘義務に反してくるようなところがありますが、そこは気をつけていただければと思います。裁判を見ての感想とかこういう活動だったと、それで非常によく分かったとかこうだとかあるんだけど、それがぐっと響いてそれで意見がこうなったとか、評議の話になるとそこは問題になってきますので、自分としてはそれをどう受けとめたかというところは自分の感想なので結構でございますけれども、そこを、裁判体の意見がそこまでは2対3だったんだけどもという話になると、まさに守秘義務になりますので、避けていただければと思います。

それで皆さん本当、重い事件を担当されていますね。4番、5番の方は殺人ですとか、1番の方は強盗でしたかね、それから2番、3番の方は強姦というふうなことですけれども、それぞれ重い事件でしかも裁判は3日、4日ぐらいで終わる事件も大多数なんですけど、皆さん比較的長い、1番の方で11日間です。5番の方もかなり長かったと伺っておりますけれども、長いものもあって大変だったと思います。さらには、証人が非常に多かったと。大抵の裁判は少なくとも1人ぐらいの証人がくるんですが、2人、3人、4人、5人と多かった。いろいろ御苦労があったかと思います。

それで今回は特徴としては鑑定人、精神医学者、医者の中でも精神医学についての専門家が来て話をしたと。皆さんからもう既に出ておりますけれども、精神医学者が来てそれぞれ専門的な話をしていたと、こういう事件の特徴がございまして。それでその話を聞いてどうだったかと、話は御理解できましたかというような話、またその後検察官、弁護人が医者の話を踏まえて、いろいろ質問したけれども分かりましたかというようなものは、休みを挟んで4時以降に伺おうと思うんですが、まず最初にそもそも今回、何で医者の話を聞かなければいけないのかというようなところが、どのぐらい分かりやすくなっていたかという話を伺ってみたいなと思ってるんですね。

例えば1番の方の強盗事件で、いや殴ってないよという事件だったとする

と、被害者が来ていや殴られました、この人に殴られたんですとか、それから3人組みで強盗をやったときに、いや横の二人がやっていたのであって、僕は手を出していません、どちらかと言うと僕はとめてたんですという話のときに、被害者に来てもらって、それで被害者がいや3人とも殴ってましたとか、それから共犯者が来て、僕も殴ったけれども被告人も一緒に殴りましたよとかという話だと、何で尋問しているかというのが分かりますね。何で来てもらっているのか。それは、被告人が僕は殴ってないと争っているからとか、僕は犯人じゃないと争っているからということが分かると思うんですが、お医者さんが来て話をすると、どうしてこんな難しい話を聞かなきゃいけないのというところがあったんじゃないかと思うんですが、その辺りをお尋ねしたいかなど。

何で専門家の尋問が行われているのかと、何しに来ているんだと、端的にです、何か裁判長から、じゃあ今日は午前10時から鑑定人の尋問ですとか、それから午後一番、昼休み休憩とった後、午後1時半から鑑定人が尋問されますと、そのときにどういう気持ちで臨めばいいのかとか、何を聞くのかとか、何をしゃべりに来たんだとかということがお分かりになっていたのかなど。弁護人は何を争っていたんだというようなところが、どのぐらい伝わっていたか、この辺り弁護士は非常に関心があるんじゃないかと思しますので、伺ってみたいと思います。

それで恐らく、5番の方の事件が一番分かりやすい事件かなど。恐らくこの事件が一番争いが大きかったのも、私も書類を見て、これは分かったんじゃないかと、何が争いになっているのか、難しかったかどうかはともかく、何しに、何のために専門家に聞いているのかというのは分かりやすかったんじゃないかと思うんですが、いかがですかね。何のために私たちは今この難しい話を聞かされているのかということは、お分かりになりましたでしょうか。その辺りいかがでしょうか。弁護人は何を言いたいのかと。

裁判員経験者5：それはもうすごく。逆に呼んでいただいてというぐらい、やはり私ら素人なので、今回私が担当した裁判では2人の精神科医の方が来られ

て、いろんな話をしながら、いろんな意見を出しながらやっていきましたので。本当に検討する材料の大切さといいますか、すごくその辺は私は理解したつもりです。

司会者：法律の言葉では難しい言葉ですが、責任能力という言葉が出ていたんじゃないかと、覚えておられますかね。いいことと悪いことが分かっているかどうか、それからいいことと悪いことが分かっているでもそれを精神障害によって止められないんじゃないかとか、そういうようなことを弁護人や検察官が、そのために医者に聞いているんですというような、そんな位置づけだったのかなと私も書類を拝見して思ったんですが、その辺りは今のお話のように明快になっていたかというところなんです。

裁判員経験者 5：そうですね、両方の意見を、当然平等に聞きながら、ああなるほどそういうことか、ああこっちはこういうことを主張しているんだなということ、それで実際専門の先生はどういう観点でものを見て言っているんだろということ、本当にフラットな状態で情報を聞くことはできました。

司会者：なるほどですね。2人の鑑定人が出てきてどうだったかというような話とか、それはまた後ほど、ゆっくり聞かせていただきたいと思います。

それから他の方ですが、比較的まだ分かるのが、2番、3番の方の事件かなと。2番、3番の方の事件は、性的な嗜好に異常があるというようなことがあって、鑑定に来てくださっているようなんですが、それがだからっていうところはお分かりになったでしょうかね。責任能力がないと無罪になるんですよ。それから責任能力があってもかなり落ちているということになると、刑がずっと軽くなるというところがあるものですから、だからこれはもう弁護人としても強く言いたいというところで、検察官としても頑張りたいというところなので、なぜ鑑定人が来て話をしたかというところが非常に明快になってきますけれども、2番、3番の方の事件は性的嗜好の異常というのがあったということなんですけれども、だから、だからどうなんだと、それが何のために来て、何しに来ているんだということは、どのぐらいお分かりになったのか、弁

護人が何が言いたいかというところですね。その辺りいかがでしょうか。

裁判員経験者 3：今思い出しますと 2 日目だったので、まあちょっと初日より緊張もほぐれて、それで聞いていたんですけれども、初めにその鑑定人を呼ぶ行為自体がふうんとか思いましたね。それでいろんな検査をされたみたいで、いろんな検査をされて性的な嗜好であるとか、そういうものを全部拾い出さずして、分かりやすかったんですけれども、その中で司会者の方がおっしゃられました、性的嗜好ですね、これが性的衝動を抑えられない、病気の立場、これに着目して弁護人の方は病気なんだからという情状酌量の手段でこれを使われていたのかなというのは感じましたけれどもね。

司会者：情状酌量で刑が軽くなるんじゃないかということですね。病気だと何で刑が軽くなるんだらうというようなところは、何か素朴な疑問とかを思いましたか。

裁判員経験者 3：それは思いました。

司会者：そこら辺については、だから何のために、病気なんだよと、病気だと何で刑が軽くなるんだよというところについては、弁護人から納得できるかどうかはともかく、なるほど弁護士としての主張はそうなんだなというところは見えてきているような状態でしたか。

裁判員経験者 3：そうですね。やはり弁護人の方も懲役にいくのは間違いないと。その中でやはり懲役の年数を 1 年でも 2 年でも短くしようというふうな意図は感じ取れましたね。

司会者：分かりました。2 番の方、同じ事件担当されていますが。

裁判員経験者 2：今、3 番さんに言っていたとおりでと思います。付け加えるとすると、社会復帰以降にもし精神病、病気とするならば更生プログラムが立てられること、薬物治療ができるとか、そういうところで刑を軽くしてくださいというような弁護人の主張だったかなと感じています。

司会者：判決を拝見させていただくと、性的な嗜好に異常があり、なのでだからというかどちらかという再犯の恐れが高いとあって、弁護士がせっかく言っ

たことと何か逆のことみたいになってはいるんですけども、異常があることは分かったと。それで弁護士さんはだから、社会に将来復帰と考えてそこはあるんだけども、プログラムとか出た後のことと話はされていたんだけども、そこを話合いの結果皆さんの評議の結果にはなかなか結びつかなかったというところでしょうね。そのことと、性的な嗜好異常があると、だからいろいろ治療が必要なんだと、そういうプログラムで将来的には治していきますよというような話もあったようなんですが、その話とまた鑑定人の話というのはまた別なんでしょうかね。

裁判員経験者 3：別でしたね。

司会者：別ですか。

裁判員経験者 3：鑑定人の方はお医者さんで、どういう鑑定をしてどういう答えが出た、それをずっと、いろんな検査をされてそれでこの人の性格はこうですよと、この人の嗜好はこうですよと、そういう本当に医学的な見地からの証言だけでしたね。

司会者：ちなみに今お話いただいたようなことというのは、弁護人のサイドも審理が終わって最後の弁論というところで最後にプレゼンテーションする、評議をする直前ですね。そこではいろいろお話があったようなんですが、証拠調べが始まる最初のときのメモを見ると、メモ自体には出てこないんですよ。私の手元にあるメモを見ると、特に異常があるからどうだとかという話がなくて、そうなるって鑑定人の話を聞いたときには、何でこんな人が出てくるんだろうというのが分かったのかなと、話を聞いた後に、種明かshみたいに最後に弁論で、こういうことが弁護士さんは言いたかったのかなという感じにも、私の目にはそう見えたんですが、もう既に鑑定人を聞く前に、医者が来るまでに、最初のプレゼンテーションの段階で、メモには書いていないけども弁護士のほうから口頭で、実は性的嗜好に異常があるんですけど、それでこの点についてはかくかくしかじかだから鑑定人の話をよく聞いてくださいというような話とか、何かあったんでしょうか、それは。

裁判員経験者 3：そういうのはございません。

司会者：なかったですか。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：そうすると、2番の方も含めて、それは今日鑑定人が、評議のときはもう分かっていると、弁護人の主張も分かって鑑定人の話もよく聞いて、じゃあどうしようかというんですけれども、聞いているときにはこの人は何のために来ているのかというのは分からない状態だったんでしょかね。

裁判員経験者 3：そうですね。感じましたのは、裁判やって犯罪者というのは、裁判ではこういう精神鑑定をするものなのかというのは。私も当然このケースしか遭遇していませんから。

司会者：なるほど。だからもうそういうものなんだなと受けとめただけで、この件に特に必要だから来ているというようなところまでは伝わってこなかったということですかね。

裁判員経験者 3：そうですね、はい。

司会者：分かりました。それは初めから言っておいてほしかったという感じはしますか。別に裁判だから来ているものだなということじゃなくて、性的嗜好異常が、後でこんなことを言うんだったら、弁護士さんとして考慮してくれと言うんだったら、最初に言っておいてよと、そうしたらちょっと聞き方が違ったかもしれないなとかというのは。

裁判員経験者 3：これって一遍裁判員を経験してますからあれなんだけれども、当時はそこまでは考えられなかったですね。

司会者：今振り返ってみていかがですか。例えばちょうどここにそのときの弁護士さんがいたとして、その方にどうして最後にそんなことをプレゼンするんだったら、最初に言っておいてよと。そうしたらお医者さんも裁判というのは来るものだなというんじゃないくて、大事な証人だと。全部大事な証人なんですけど、弁護士さんが言いたいことのここに関係しているんだということで、もうちょっと分かったかなという感じはいかがでしょう。

裁判員経験者 3：それは思いますね。淡々と流れていく感じでしたので。

司会者：そうですね、今お話があったように、鑑定人は比較的早いときに出てくるんですね。書類の調べがあって、被害者の調べがあったその直後ぐらいに、被告人の話なんかを聞くよりも前だったんですね。

裁判員経験者 3：はい。

司会者：ありがとうございます。今のお話に補足がございますでしょうか。

裁判員経験者 2：ちょっとそれるかもしれないんですけども、冒頭陳述、もちろん審理の初めにあって、それが私たちのケースでは午前中にまだ自分が裁判員になるかどうか分からないという状態にいて、それでその日の午後いきなり法廷に行って聞き始めましたので、その時点でちょっと冷静にというか、ちゃんと判断できるような状況にあったのかなというのが、少し疑問というか、できれば翌日とかに予定していただいていたほうが、そこも含めて考えやすかったのかなと思っていました。

司会者：その点ちょっと、本日のメインテーマから外れるんですが、皆さんに伺ってみたいです。もちろん長い事件とか、3日ぐらいで終わる事件とでは違うんですが、私たちも試行錯誤してしまして、余り来ていただく日を長く延ばさないために、午前中に選任をして、そのまま昼休みを挟んで午後からもうすぐに裁判に入ってしまうというやり方と、今のお話のようにそれだとちょっと慌ただしいし気持ちの整理もできないというので、まず選任をして別の日に週を変えることもありますし次の日とかということもありますが、その日に来ていただいて朝から気持ちを新たにして裁判を始めるという場合もありますが、それぞれ経験したタイプが違うんですけども、自分はどっちだったけれどもどうだとかというのはありますか。2番さん、3番さんは選任をして、その日に午後から裁判に入った。

裁判員経験者 2：はい。

司会者：できれば、ちょっと気持ちの整理をして別の日から裁判を始めてもらったほうがありがたかったという感じですか。それだと1日拘束時間が長くなる

かもしれないけれども、半日というんですか、3番の方もいかがですか。

裁判員経験者3：この呼出状がきて、抽せんがあって、そこから何をやる、次に何があるのか分かりませんでしたので、それでこの予定を見ておっところ、いきなり法廷かいなど。

司会者：おっと思ったらすぐに開始になると。じゃあ選ばれましたと、そうしたら、来週から始まるけれども3日間ですよとか、こういう順番でやりますよとかという話をしてから入りたかった。

裁判員経験者3：そうですね、呼出状の中で選ばれたら、こういう予定でこうなんですよというのがあれば、もうちょっと受けとめ方も違ったような気もいたしますので。

司会者：なるほどですね。他の方はいかがですか、1番の方はどうですかね。今の点は。

裁判員経験者1：私は違ったので、やはり2番、3番さんがおっしゃっていることはよく分かります。急に言われてもどういうふうなというか、心の準備とかがあるので、後日というほうが私のほうはありがたいなと思っています。

司会者：1番の方はもう現実に後日だった、そっちのほうがいいかなと、他のやり方もあるんだなと聞いたら、自分のほうがよかったなというふうに。

裁判員経験者1：はい、思いました。長かったので、いろいろ予定とか勤務の変更とかできないというのもあるので。

司会者：この関係は皆さんに聞いてみようと思うんですけれども、4番の方はいかがですか。4番の方は選ばれてやはりすぐだったんですかね。

裁判員経験者4：覚えてないですね。

司会者：4番の方は、書類上は選ばれて最初のプレゼンテーションだけやって、本格的な調べは別の日にされたようです。今の点について何か御感想なり御意見なり、特になければどちらでもというような感じで。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：特に、特段の御意見はないということですかね。

裁判員経験者 4：そうですね。

司会者：いきなり始まるという類型と別の日に始まるという類型と、4番の方のは選ばれて、最初のプレゼンテーションだけ、30分ぐらいだけの裁判をやって別の日になってるんです。だから中間型なんですけど、他の比較ができないから難しいですね。ありがとうございます。

5番の方はいかがですか。5番の方も日を変えているんですよね。

裁判員経験者 5：はい。私は週がかわりまして、週末に抽せんがあって、それで次の月曜日からということ。

長瀬裁判官：質問いいですか、1点だけ。

司会者：はい、どうぞ。

長瀬裁判官：裁判官の長瀬です。テーマではないところで質問なんですけれども1点だけ。今、1番の方が選任されてから日程を御自分の仕事の日程と調整されるというようなお話をされたんですけれども、我々の認識としては、もし選ばれたらこういう公判だろうということで、既に日程調整済みなのかなというふうな思いがあるんですけれども、そうじゃなくて選ばれてから具体的な細かい、会社との日程調整をする、そんな感じなんですか。

裁判員経験者 1：まさか選ばれると思ってなくて。本当に申しわけないんですけども思ってなかったんで、その選別が終わったらすぐ帰って会社に報告できるんじゃないかと思っていたので、すみません。それで、後の日程を考えるのに、ちょうどよかったなと思っています。

司会者：日程調整する関係で1番の方は、次の日に始まっているんですね。選ばれて別の日とはいえ、そうすると調整しようにも明日なんですけど、これってどれぐらい、週をまたいでいるぐらいだったら何とかかなという感じですか、仕事を持っておられる方には。1週間ぐらいここは欲しいなど、日程調整するにはあるんでしょうかね。特になければいいんですけど、特に何かあるんだったら、次の日だとちょっとつらいな、週をまたげばなという感じですか。1週間ぐらいあるとうれしいなど。特にあればですけども。

裁判員経験者 2：私が別の日がよかったなと感じた理由は、その裁判に対して気持ちを整えていくという点で、仕事上は今、長瀬裁判官に言っていただいたように、あらかじめ調整の上で臨んではいます。

司会者：では、またメインの話に戻しますと、徐々に分かりにくいものにだんだん移していくんですが、次は4番の方かな。4番の方の事件というのは、確か何か嫉妬深いとかという話で、まさにストーカーですね、その話で、お医者さんが何しに来ているのか、先ほどの関係ですけれども、その辺りは分かったかというところですかね。今まで5番の方や2番、3番の方についてお話を伺ったと思うんですが、医者は何のためにきているんだと。あとは弁護士の主張というんですか、そこは。

裁判員経験者 4：そう疑問に思ったことはないんです。ただこういう事件でこういうことも考えておられるのならと、そういう程度で、お医者さんの説明というのはもっともだなと思う程度です。

司会者：なるほど。ありがとうございます。

最後に1番の方ですね、1番の方は紙上は弁護人が医者尋問について何も書いていないし、判決でも全く取り上げられていないので、何のためにお医者さんが来ているのかが全く分からない状態なんですけど、お分かりになりましたか。弁護人は何を言っていたのかということは。紙には書いていないけれども、弁護士さんこんなこと言っていましたよとかというのは。

裁判員経験者 1：そうですね、現に先生が来られていたのは、被告人の方がもともとそういう生き立ちが不幸でいうのがあって、それで精神的にも参っていたとかというので。そこまでしてでもそういう精神鑑定って必要なのかなと思ってたんですけども、先ほど3番さんとかがおっしゃったように、必ずそういうものがあるんだろうと思っていましたので、別に全然不思議に思っていないというか、思わなかったんですけども、それでその話を弁護士の人がすごく深く言われていたのは、そういう何か生き立ちが本当に不幸だったということはすごく言われていて、こうあるべくしてそういう虐待とかもされたりとかしてい

たので、同じようになってしまったみたいなのは話しておられました。

司会者：ありがとうございました。多くの方と同じように、裁判というのはそういうものなんだと、お医者さんが来て深く、さまざまなことを検討するものなのかなと。ただそこまでは、何か意味が今回あるのかなと思いながら見ておられたと。それでどちらかというとい生い立ちがどうかという話で、何か異常性が、精神的な異常性がどうかというような話はどうも余りここでは思っていないですよ。

裁判員経験者 1：でも、小さいときから虐待、動物を虐待していたとか、落ちつきがなかったりとか、暴力を他の子供に振るったりとかするとか、そういうところかなと思っていたんですけれども。それで急に怒ったりとか、だから今の切れやすいということに関しての精神鑑定なのかなと。

司会者：ありがとうございます。一通りお話伺いましたが、出席している弁護士や検察官からありますか。

山上検察官：そうですね、内容のほうになってしまうので。

司会者：5番さんや2番さん、3番さんはそれなりに、5番さんも明らかだし、あと2番さん、3番さんはこんなものかなという感じだけれども、それなりに弁護人の主張は出ているなど。ただ4番と1番の方は、裁判とはそういうことだという程度で、弁護人の主張というのは分からなかったというようなところなんですけれども。

山上検察官：争点の関係からすると、検察官としては別に争点だと考えていない事件が多くて、なので冒頭陳述のプレゼンでもほとんど何も触れていないと。責任能力がありますよと、まず鑑定とかしていても余り影響はないですよぐらいで、検察官からは何も言っていないんですが、その辺りは何かこうおかしいなとか、もっと言ってくれたらいいのになとかというところはありませんでしたでしょうか。

司会者：弁護士も言っていないけど検事も言っていないと。

山上検察官：何か不思議に思うこととか、そういうことはありましたか。特にな

いですかね。そんなもんだらうというところかもしれませんけれども。

司会者：よろしいですか。

長瀬裁判官：裁判官の長瀬ですが、1番の方と4番の方にお聞きしたいんですけども、裁判官のほうからこのお医者さんは何のために来ているんだというような説明は、特になかったということでしょうか。

裁判員経験者1：いえ、ありました。

長瀬裁判官：ではどの段階でどんな説明があったんでしょうか。

裁判員経験者1：どの段階でというのは覚えてないんですけども。

長瀬裁判官：ではこうしましょう。お医者さんのその尋問が始まる前の段階だったのか、それが終わった後の段階だったのかというのは。

裁判員経験者1：始まる前に話していただいたと思います。

長瀬裁判官：そのときにはどういうために来たという御説明があったんでしょうか。

裁判員経験者1：一応、先ほど言っていたように、いろいろ不審な点があるので、お医者さんが来られてこの次の分で話をしますというのを、少し前に話してくれたと思います。

長瀬裁判官：4番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者4：私の場合は、余り記憶がありませんので、事前にはそういった話は全くなかったし、実際にお医者さんの話を聞いたときもなるほどなという程度で済んでしまった。余りにも個人の個性が強過ぎて、全体がそれに集中してしまっているような感じがしました。

長瀬裁判官：ありがとうございました。

司会者：では、一通りお話を伺いましたし、4時近くなりましたので、ここで少しお休みしたいと思います。10分ほど休みしたいと思います。

(休憩)

司会者：よろしいですかね。また後半始めたいと思います。

前半でそんなものかなという方から、5番さんのように大変な争点だと言わ

れた方もおられたんですが、いずれにしろ専門家が来て話をしていたということで、どのくらい専門家のお話というのは理解しやすかったですか。長くてよく分からなかったとか、逆にさーっと終わってしまったのもうちよつと突っ込んで話をしてもらったらよかったなとか、それと大体分かったんだけど、もうちよつとこうしてくれると分かりやすかったんだけどなとか、いうようなところとかあるかと思うんですけれども。まず検察官，弁護人の質問の前に，2，30分時間をとってプレゼンテーションがあったんじゃないかなと思うんですが。その辺りを伺っていきいたいと思いますね。ちよつと順番変えてみますかね。さっき5番の方から聞いたので，1番の方。

1番の方の事件では最初にプレゼンテーションが30分ぐらいあったんですが，このこと自体については，理解に混乱はなかったでしょうかね。感想とか何かございますでしょうか。

裁判員経験者 1：確かに難しいような話はされていたんですけれども，何か後で説明とかもプレゼンテーションのときとかにも話していただいたので，そんなに何か理解ができない話でもなかったような気がするんですが，ちよつと覚えてないんですよ，すみません。

司会者：なるほど。きっとその感想というのは，分からなかったら何を言われていたか全然分からなかったという感じでしょうから，医者の話を聞いているときには。

裁判員経験者 1：はい，よく分かったと思います。

司会者：後で説明というのがあったんですが，それは弁護人，検察官がさらに突っ込んだ質問があったので，さらに理解できたということでしょうか。

裁判員経験者 1：はい，そうですね。

司会者：これは，先ほどもあったように，虐待とかこれまでの経緯。

裁判員経験者 1：そうですね，何度か先生が面会とかに行かれたりして，話も被告人とされたりして，その見解もおっしゃっていたので。でも特に見た感じも別におかしそうでもなかったもので，だから本当に，何でそういうふうな精神鑑

定までは要るのかなとは、やはりそれは疑問に思ったんです。それは後で皆さんともお話しして、やはりこういうのは必ず出てくるんやろなって、先ほど伺わせてもらったので。

司会者：ではお話自体は分かったんだけど、何のために来てくれて、先生のお話がどう生かされるのかというのは、何のためだろうなという受けとめだったというんですかね、裁判員の方々。

裁判員経験者 1：そうですね、何かそんなに、そこまで変じゃない、いいんじゃないのって思ったんですけれども。

司会者：そのいいんじゃない、鑑定というイメージはやはり医者にちゃんと見てもらわないと、病気なんだからと。やはりそういうことですね。

裁判員経験者 1：精神疾患のある。

司会者：精神疾患があるので。

裁判員経験者 1：罪にならないような人というふうじゃなくて、ちゃんと理解ができる人というふうには思っていたので。なぜそこまでというのはちょっと思っていたんですが。

司会者：そのとおりのんですけどね。まさに精神、病気で異常だから来ていただいて医者に見てもらって、だからこの刑事責任能力についてどうしようかというのが典型で、5番さんのような事件なんですけれども、そういう部分がなかっただけに、何でということだったんですかね。

それから次に明快じゃないのは4番さんの件ですね。これはストーカー病という病気だとなっていて、この件もプレゼンテーションはまず30分ぐらいあって。このプレゼンテーションについては、理解はいかがだったんでしょうかね。

裁判員経験者 4：記憶はないんですが、受け取り方というんですか、当然だなという感覚を持って聞いておりました。

司会者：なるほど。おっしゃっていることはなるほどなところですね。ストーカー病というような病気があって、それによって感情がコントロールでき

なくなるんだというような話がどうやらあったようなんですけれども、そういうことなのかと。

裁判員経験者 4：それまでにストーカー病という病気はないんだと、これは勝手に被告人がつけた名前だと、そういう感覚で聞いておりましたので。

司会者：これは弁護士が勝手にストーカー病って名づけているんじゃないかと、先生がこういうお話を、医者がしてくださったんですかね。

裁判員経験者 4：いや、お医者さんでなしに、本人のその状況を、検察の方だと思うんですが、そういう病気はあり得ないと。だからひよっとしたらはお医者さんから聞いたかも分からないんですけれども、それを病気として被告人が勝手に言っているというように私は受けとめたわけなんですけれども。

山上検察官：内容としては、どちらかと言うと聞いている限りでは、ただいまストーカー病というのが被告人がそう言っている、何か自分で病気の本とかをいろいろ見て、情報誌を入手して、何か自分はストーカー病なんだというふうに言っていると。それで検察官としては、お医者さんの見解としてはそうではないんですよという、そういうような質問をされていて、それでお医者さんもそれは全般本人が言っているだけで、全然病気ではありませんというような、結果になっているようです。

司会者：なるほど。そういうことなんですね。

長瀬裁判官：プレゼンテーションの後の主尋問を検察官がやっているようなので、多分そういうことだったということですかね。

山上検察官：はい。精神鑑定自体は、検察官は請求はしていません。

司会者：それでは次いいですか。2番、3番の方、これはある程度、それをどう受けとめたというのはともかく、先ほども弁護人の主張もどんな主張かというのは分かったと。性的な嗜好の異常があつて、それが刑を軽くするような意味があるのではないかというような弁護人の主張があつたと。それでは鑑定人の話を聞いて、まず話がお分かりになったか、理解できるようなものだったかというようなところから伺っていきたいんですけれども。では2番さんから。

裁判員経験者 2 : プレゼンテーションは40分ほどしていただいたんですけども、その鑑定方法だったり結果というところは、理解はできたかなと思います。専門的な分野になりますので、こういう鑑定法があって、こういう結果が出てくるんだなという受けとめ方です。

司会者 : 3番さんはいかがでしょう。

裁判員経験者 3 : 性的嗜好の異常の中身、フェティシズム、サディズム、こういうものもちゃんとあらわしていただいているので、そういうのは分かりました。それと、事件に至るまでの経緯で、IQを測ったりとか、そういう経緯でこの人はこういう人だからこういうことになるんだという順序づけみたいなのという理解はできましたけれども。

司会者 : 先ほど1番の方にお話しいただいたところにいっているのかもしれないんですけども、性的嗜好の異常、サディズムとかフェティシズムとかという話が出てきたんですが、事件はまさに性犯罪なわけですから、性的に異常なところがあるから性犯罪ということなのかもしれない。それはある意味では当たり前なんじゃないかみたいな、それは弁護人の主張の問題なのかもしれないんですけども、鑑定人の話は聞いて、そこは病気なんだとか、いや単なる異常であってそれは今回の刑事の刑を決めることと関係あるような話じゃないんだとか、つまり自分たちが最終的に刑を決める関係でお医者さんの話を聞いて、もどかしい思いがあったとか、それはいかがですかね。それは弁護人の主張の問題なのかもしれないですけども。先ほどどちらかというところの話、出た後の話じゃないかとかという話も出ていたような気もするんですけども。

裁判員経験者 3 : 確かにこの性的嗜好異常という、鑑定の結果で出たということなんですけれども、私はもう認めたんだから、それでどうしたのというのが一番の感覚ですね。こういうのは下地にあっても犯罪をやってしまったことは犯罪をやってしまったことでしょうというのは、一番感じましたけれどもね。

司会者 : なるほどですね。2番の方は補足してありますでしょうか。

裁判員経験者 2 : この鑑定結果からIQの、言語性IQだったりの数字が客観的

に出てきて、だからそういう文章にかかわるような仕事とかではすごいストレスがかかるんですよとか、そういうところでの弁護人の主張というのは理解できました。

司会者：一番重たい5番の方ですけれども、複数の話がありましたけれども、それぞれ理解はできましたでしょうか。またその違いというんですかね。

裁判員経験者5：違いを弁護士がすごく分かりやすい資料を作っていたので、すごく比較検討はしやすかったのはありました。それで私が思ったのはやっぱり精神科医の先生の、全然身近にないような覚醒剤の後遺症だのそういう話を聞いたので、それがやっぱり関係しているのかなという、死刑になるか無期になるのかいわゆる生死を分けるような判決をする場面にあったんですけれども、やっぱりそこまで勉強できたというか、それで私もきっちり判断する材料になったとは思っています。

司会者：お医者さんの方は大体私から見ると説明が非常にお上手な方が多いんですけれども、また裁判員裁判にお越しになるような方はみんな工夫しておられる。専門用語とかがあって、言葉の意味が分からないとかいうようなことも特になかったでしょうか。部屋に戻ってから裁判長があればこういう意味なんですよということ、ようやくよく分かりましたとかいうようなことだったか、医者話を聞いている中で御理解をいただけたというところでしょうか、特に裁判官から説明しなくても。正直言って裁判官も素人であることは同じなものですから皆さんが分からないことは僕たちも分からないのは同じなんですけれども。

それでは、プレゼンテーションはそれぞれ特に問題なく分かったという話なんですけど、その後終わった後、プレゼンが終わった後、検察官なり、弁護人なりがいろいろ補足で突っ込んだ質問をしてくると思うんですけれども、この辺りはどうだったかなというところなんです。先ほどちょっと話題に出た4番さんにお伺いしましょうかね。4番さんの話は、被告人が、自分はストーカー病なんだみたいな話をして、なんだけど鑑定人がいやいやという話があって、それに

対して検察官が補足で質問し、さらに弁護人が今度医者に対して聞いてくると、それを聞いていかげんかですかね、ああ、なるほど弁護士はこういう意図で聞いているんだと、なるほどなところになるかなどその辺はいかげんかでしょうか。時々あるのは、被害者を聞いているとか、目撃者を聞いているとかいうときにも、終わった後に、さっき何のためにこれを知っているのか分からなかったですという感想が述べられたりすることもあるんですね。裁判官も説明していいのかなと思うことがあるんですが、ああ、これはきつとこの観点を聞いておられていたんだと思いますと言うと、ああ、なるほどそれで分かりましたと、それならそういうことなんですねということがありますが、いかげんかでしょうか。4番の方は聞いておられて、先ほどおっしゃったようにストーカー病という言葉が医者から言ってくれたから分かったと。あと検察官もその補足があったことによってよく理解できたということなんですかね。

裁判員経験者4：そうですね。

司会者：弁護人がそれに対してある程度聞いていたと思うんですけども、何か記憶に残るところはありましたでしょうか。

裁判員経験者4：弁護された方の話をずっと聞いておりますと、被告人の話と、あるいは検察の方の資料を出してもらっているのを読むのと、何か違う感じがして、弁護の方がしゃべっているのを裏返すと何か逆に弁護士さんの話が本当に言っていることが弁護しているのかどうかというような気がするぐらいにとれたわけなんです。ちょっと説明不十分。

司会者：間違った誤解をされたからプレゼンテーションがあつて、それで話が分かったんだけど、ストーカー病とか言ったんだけど、専門家からすればこういうことなのねと、それを補足するような検察官の質問があつて話は分かったと。弁護士としては違う立場からくるんだけど、ちょっとかみ合っていなかったといえますかね、なのでそこが違う観点からずばつとですね、お医者さんはそう言うけれども、こういう観点もあるんじゃないですかというような話が

あればもうちょっと心に腑に落ちたところがあるんだけどというようなところでしょうか。

裁判員経験者 4：どう言ったらいいかな、ちょっと説明しがたいんですが、いわゆる弁護士さんがおっしゃっている、その話の内容ですね、例えば判決までの間に弁護士さんのおっしゃっている話の内容は、被害者の写真をもって自分の犯した罪をストーカーしているというようなことを弁護士さんから出てきたわけなんですけど、これは被告人が自分の罪を軽くするためにいろいろ作為的に考えたものを弁護士さんに言ったものを弁護士さんがそのまま発言しているような感じがあったわけなんです。その他三つぐらいの弁護をされたわけなんですけど、その取り上げたこと全てが本当にそうなんだろうかと、これは被告人が弁護士さんに言った内容で本当にそうなのかというのが疑問に私は感じたということですね。だから弁護士さんの言っているのが本当なのかというような印象があったわけなんです。

司会者：分かりました。

先ほど1番、2番、3番の方はこんなものだねという感じの鑑定人の話があったわけですけども、1番の方のこれまでの虐待があったという話をし、それが原因で精神的に変調を来していくとかですね、精神的な治療を受けるようになって、それが被告人の性格にかかわってきたと、衝動的な性格になってきたというような話があり、だからその犯行時はこういう心理状態で、今後はこうしたらいいんじゃないかと、これに対して検察官はちょっと若干補足的な時間も短いですが、弁護人が時間をとって聞いているようなんですけども、プレゼンテーションが終わった後の検察官、弁護人の尋問についてお感じになったところとかいうのは何かございますでしょうか。

裁判員経験者 1：特にはないんですけども、診断としてPTSDは言われていたもので、それ以外ですね、でもそのときに責任能力がないというほどではなかったもので、それに対しては余り重きを置かなかったと思ったんですけども、それ以外の説明も分かりやすかったですし、特にはないんですけども。

司会者：そうですね、内容としては分かったんだけど、それが自分たちの判断に影響を及ぼすようなものが出てくるということにはなかったということですね。

裁判員経験者 1：そうです。余りなかったんです。

高山弁護士：弁護士の高山ですけれども、そのプレゼンであるとか、その鑑定人に対する尋問であるとか、そういった内容について特段その最終的な論告や弁論では触れられていないんですけれども、評議の中では鑑定人の先生が言っていたことはどうかなとか皆さん納得できますかみたいなことを話し合う場面というのは、中身ですけれども、そういう場面というのはあったんでしょうか。

裁判員経験者 1：評議の中ではみんなにありました。

高山弁護士：それはちょっとほっとしましたけれども。

司会者：それから2番、3番の方の事件というのは、これはそれなりの主張が弁護人からあって、性的な異常というのがあって、それについて鑑定人がプレゼンテーションをし、弁護人も検察官もそれに対して聞いているというところで、それで先ほど来、話が出ていますように性的嗜好の異常というのがあるということなんだけれども、検察官としては別にそれは、特にそれだから犯行に至ったわけじゃないんだというような話を主張しているようで、弁護人としてはそういうものがあるんだから抑えられないんだというところの主張のようですが、この辺それぞれ主張したいところを後ろにバックに持ちながら検察官、弁護人は鑑定人に聞いていたわけなんですけれども、いかがですか、それを聞いていてなるほど、なるほどというようなことだったのか、聞かれているその意図が分からないということだったのか、その辺いかがでしょうか。

2番の方、いかがでしょうか。

裁判員経験者 2：主張のほうは今言っていたような形で理解はできたと思っています。今の1番さんの件と同様で、評議の中では話は出てはいましたけれども、直接的に結果としては余り反映されなかったのかなと感じています。

司会者：3番の方いかがでしょうか。

裁判員経験者 3：検察官の方が性的異常，これは本当に病気なんですかと，質問しておられたのがありましたね。やっぱり弁護人の方は，こういう病気だからやめたいけどやめられない，こういうふうな強調をされていましたけれどもね。

司会者：5番の方には伺っていなかったでしたかね。弁護人，検察官の関係とか。お互いに検察官，弁護人も鑑定人にぶつけているその質問の意図というのはよく理解できたというところを教えてください。

裁判員経験者 5：その辺はすごい理解はできました。ちょっと今回事案が事案なので，私個人的には残虐な殺害やったので，これはもう病気でなかったらまともな人間がこんなをするんやろかという思いもやっぱりしますので，それでやっぱりどっちやろどっちやろという思いでやっぱりそういう精神科医の先生の話の聞けましたので，それで両方，弁護士さんも検察側もきっちりいろんなポイントを本当に抑えて説明してくれていたもので，本当に後悔なくというか，できたと思います。

司会者：その後悔なくといいますのは，しっかりその鑑定人の話を聞いて，踏まえて，こんなことをする人だから何でだろう，この事件はしっかり医者のお話も踏まえて判断できたというところがしっかりとした審理をして評議ができたというところじゃないかなということですかね。

裁判員経験者 5：はい。

高山弁護士：ちょっとよろしいですかね。非常に長い尋問だったと思うんです。プレゼンの後，1時間聞いたり，2時間聞いたりという形で，それがやるほうとしては一通りの情報というか，情報全部を提供して御理解いただきたいという思いで一生懸命やるんですけれども，裁判官からすると，そこはちょっと警戒してそんなん要るんですかとか大体なることが多いんですけれどもね。やっぱり中身次第だと思うんですが，実際聞いておられて，自分の中でわけが分からない話が永遠と何十分も繰り返すというのはちょっといたたまれないと思うんですが，その中身さえはつきり分かれば，長い話でもついていけるもの

かどうなのかというのがちょっとお尋ねしたいなという気はするんです。

裁判員経験者 5：当時、本当に細かい説明というか、特に今になってすごく思うのが、やっぱりあそこまで当時はしっかりついていけていたんは、ついていけていました。ただ、やっぱり何でそこまでやろという思いは当時はしていました。ただ、今になっては、そこまでやったから理解が深まったよねと、あれだけ時間かけて、最後はやっぱり最終日に長かったなあ、けどやっぱりこれだけ時間要るよな、あそこ大事なところやったよなという話は私ら裁判員だけでもそういう話はしていましたので、本当に時間を見たときはもうぶっ倒れてもう話やけども。何をこんなにと思ったんですけれども、終われば本当によかったと思っていますので。

高山弁護士：分かりました。ありがとうございます。

長瀬裁判官：裁判官の長瀬です。5番さんの感想からすると、余り無駄な意味もないような尋問とかはなくて、必要な尋問で、それによって裁判員裁判官の理解が深まったと、こんな5番さんの話でしょうか。

裁判員経験者 5：それもありますし、あれは何やったんやろというのが徐々に分かってくるというか、そんだけ時間をかけるものかなというのは当時やっぱり思ったりとかいろんな思いはしていたのは間違いない事実なんですけれども、ちょっと久しぶりにこれ、判決を見て、あのときこんなことを思っていたなと、最後はこういうところでジャブがきいているよなとかいうふうに最後読み返したときとかね、というふうになっています。

長瀬裁判官：鑑定人に尋問時間中であるとか、その直後ぐらいには非常に長いかなと、何でこんな長く要るのかなと思っていたんだけども、評議なども踏まえて、あるいは結論を出した今となって見れば、それはやはりそういうふうに重要な時間だったと、こんな御感想ということでしょうか。

裁判員経験者 5：はい、そうですね。

司会者：一通りお話を伺ったんですが、皆さんありがたいことに温かく受けとめていただき、話も聞いていただき、非常に長いものでも、何でここまでやるん

だろうと思いながらも、話についてきていただき、その上でやっぱり聞いてみたら、あれは必要だったんだと、だからこれだけ納得できた判断ができたよなというところで、非常に私どもとしてはありがたいなと思うんです。そうして振り返ってみると、そうするとなかなか使用前、使用后で、使用前ではなかなか、もっとこういうふうにしておいてくれると同じことをやるんでもやりやすかったなとか、心構えとして違ったなあとか、結果としては同じなんだけれども、こうだったかなとか、要らないならやめてもらえば楽だったかなというのはあるかもしれないんですけども、何かこうしておいてもらうともうちょっとやりやすかったかなというのはありますか。そのときは何か感じたところもあるかもしれないですが、今の長瀬さんからの話で、そのときはどうでしたか。もうちょっと短くしてもらえればというのものもあるかもしれないですけども。

長瀬裁判官：このままだと我々慢心のまま終わってしまうので、注文をやっぱり通したほうがいい、今度新たに来られる裁判員の皆さんには、こうしてあげてくださいというのを何か一つずつでも教えていただけると大変ありがたい。

司会者：そうですね、皆さん温かい気持ちを持ってくださっているんですが。

長瀬裁判官：何か思いつくことがあれば。

司会者：気がつかないんですね私たち。何かいつもどおりやっているものですか、最初にこんなことを言っておいてくれたら、その一言だけでも大分楽なんですとかですね。

長瀬裁判官：何でも思いつくことをおっしゃっていただけると。

司会者：先ほど、仕事があったから次の日にしてくれるというような話でも午前中やって午後やると1日短いほうがいいのかとか裁判所でも思ったりしていたんですけども、仕事の調整があるから別の日にしたとか、なるほどそういう観点もあるのかと思ったりするので。5番の方からは特に長くて大変だったという話をお聞きましたが、もうちょっとこうしていただくと、何かもうちょっとやりやすかったとか気がつくこととかありますかでしょうか。

裁判員経験者 5：私がやった分については、やっぱり長かったのは長かったですけれども、ちょっと毎日のことと、明日何があるんやろうということを見るのが精いっぱい、その流れというのが、こういう流れで進めていく。だからここに精神科医が入って、こうこうというのをもうくどいぐらいちょっと途中経過というか、冒頭に話をちょっと理解できていたらもうちょっと流れが分かったのかなと、もうちょっとその資料を早くほしいなというのもやっぱり実際問題ありましたので。

司会者：恐らくこの審理計画表というのは渡して、裁判長なりなんなりから説明があると思うんですが、もうちょっと前というのは最初にもうちょっときっちりあったほうがよかったかなということですよ。

裁判員経験者 5：全部日程を当然もらっているんですけども、ここでこういう押し問答じゃないんですけども、こっちで検察側はこういう主張してきて、こういう資料があるので、こういう順番にというのがある程度、もうちょっと理解していなかったのがあれなんですけれども。

司会者：しつこいかもしれないけれども、重複かもしれないけれども、それを繰り返し繰り返し。

裁判員経験者 5：こういう流れでいっている今はここですよと、次はこういう流れですねということ。

司会者：それは裁判所側からのスケジュール説明もそうだし、あるいは検察官、弁護人も今日はこれから、こういう位置づけの人をしますというような、そういう話があるともうちょっと分かりやすいかなと、次ステップはこうしますと。

裁判員経験者 5：あと、分かりやすい冒頭陳述とか、用語もやっぱり本当にかたいのは仕方ないんだけど。逆に私らがやっていたときに、プレゼンという言葉がなかったと思うんですけども、他の裁判の資料を見させてもらったらプレゼンと書いてあったから、そういう表現もあるんやなと思ってちょっと拝見させてもらったんですけども。

司会者：プレゼンと言ってくれば分かったとか。

裁判員経験者 5：というあれでもないんですけれども，途中の本当に分かりやすい資料ももうちょっと早くもらっていたらよかったのかなという部分もあったので。

ちょっと余りに長かったので，どのタイミングといたらつらいんですけれども，的確には資料はいただいていたんですけれども。

司会者：おっしゃりたいことは十分分かります。

高山弁護士：審理計画案というのは，これはもう裁判員の皆さんにも配られているということなんですかね，この何月何日何をやるみたいな。

裁判員経験者 5：はい。

高山弁護士：これを見ても証人の方の名前は書いているけれども，何者かは全然分からない。ただ，これを見ると何があるのかが分かるというのは一つの道しるべにはなるのかもしれないですね。

司会者：ほかの方もいかがでしょうかね，それぞれ長短あるんですけれども，1番の方も2週間近くだったわけですから。

裁判員経験者 1：私は特に何もないんですけれども，先ほど言っていたみたいに，その日というのはちょっとどうなのか，心の準備がやっぱり全然できていなかったんで，次の日だったんですけれども，それでも話し合ったり，家族や会社と話し合ったりすることができたので，本当にすごい長いと思ったんですけれども，やっぱり何か最終的に5番の方がおっしゃったみたいにいろいろ尋問とかもたくさんあったし，いろんな方が来られたりとかして評議する上でやっぱり必要だったのかなと最後には思いました。

長瀬裁判官：長瀬ですけれども，今日のテーマとちょっと外れるんですけれども，質問していいですか。

司会者：はい。

長瀬裁判官：1番さんの審理予定表を見ますと，6日目に取調べDVDというのを見たことになっているようなんですけれども，これはなぜこんな取調べ，こ

のようなものを調べたかという意味合いは分かりましたでしょうか。

裁判員経験者 1：それもみんなが見るものと思っていたので、全然何も深く思わなかったです。すごい、こういうのが見れるんだというか、すごいドラマチックでした。

長瀬裁判官：御覧になって、その取調べの内容がよく把握できたということですかね。

裁判員経験者 1：はい。

司会者：あとは4番の方は重たいストーカーの事件を経験されましたけれども、こうしておいてくれるともうちょっといいなとかいう話はありませんでしょうか。

裁判員経験者 4：そうですね、こちらへ来て、こういう事件なんですということでも教えてもらったわけなんですけど、検察のほうからの求刑があって、弁護の方の罪を軽くしてほしいということがあったり、実際にその検察の方が事件の内容をずっと説明されたわけなんですけど、検察の方の言い分というんですか、それがもう一番先にどんと来た。どうしたらどのくらいの量刑が適当なのかというのに大体集中していたと。

司会者：ありがとうございます。

2番の方、何かありますでしょうか。工夫とか何か、よろしいですか。

裁判員経験者 2：刑期を決めるという、その数字を決めるというところは、やはり私自身もかなり悩んだというのと、判断材料が少なかったと思います。データベースとかがあるよということはお伝えいただいたんですけども。

司会者：そこは非常に難しく、検察官、弁護人、それで裁判所も日々勉強して、どうやるか工夫していこうと考えているところでございますので、ありがとうございます。

3番の方、何かございますでしょうか。

裁判員経験者 3：審理予定表をいただいたときに、裁判長の方から裁判というのは証拠を出して質問して、証拠出して、最後にこれでということ、ざっくり

教えていただいていたので、内容的にはずっと入れましたね。今日のメインの議題なんですけど、鑑定人につきまして、私らも経験したから言えるんですけども、やっぱりこういう趣旨で、こういうふうな検査をして、こういうふうな結果を出す、これを求めているんですよというのを前段で予備知識でいただいていたらちょっとは違うのかなと。私らはもう鑑定をして当たり前と、こんなものかなと思ってずっとしていましたので、それでふんふんふんと聞いていたんですけども、それは今日のテーマで、非常に鑑定人に来ていただくケースが非常に少ないとお聞きしましたので、そういうふうについていただいたらいいかなと、それは感じましたね。

あと2番の方と重複するんですけども、やっぱり量刑を決めるのは非常に難しいと思います。

司会者：私どもとしましても難しいところでさせていただいております。

それでは、最後、守秘義務の関係については、今日本当に伺っていて、それに沿うような状態でお話をいただいているところがございますので、御理解いただいているというようなところでよろしゅうございますでしょうか。

それでは最後、いろいろ最後お話を伺いましたが、出席している検察官や弁護士や裁判官から何かございますでしょうか。山上検事いかがでしょうか。

山上検察官：参考になりました、本当に。これからの裁判にいかしていきたいと思っておりますのでありがとうございます。

高山弁護士：本当に、こういう機会というのはなかなかないものですから、これを弁護士会に持ち帰って、次の裁判に皆さんが分かりやすい裁判を見られるように弁護士会としても研さんをしていきたいというふうに思っています。今日はありがとうございました。

長瀬裁判官：今日は本当にありがとうございました。

司会者：それでは、今日は、貴重な時間をいただきましてありがとうございました。いろいろ至らないところがあって、皆様のお話を十分伺うところができなかったところがありますところは御容赦願いたいと思います。ただ、本当にい

ろいろ貴重な御意見を伺いまして、今、検察官、弁護士から話がありましたように、この貴重なお話を踏まえて、さらによりよい裁判にしていきたいと思えます。

本当に、本日はどうもありがとうございました。

以 上